

和解案提示理由補充書

平成 26 年 8 月 25 日

本件について、当パネルは、平成 26 年 3 月 20 日に和解案（以下「本和解案」という。）を提示したが、被申立人は平成 26 年 6 月 25 日付被申立人作成にかかる回答書（以下「回答書」という。）で本和解案の一部を除き拒否するとの回答を行った。

回答書を見てもなお、被申立人が本和解案を正確に理解しているとは言えないもので、本和解案の趣旨について、本書により補足して再度説明を行うこととする。

当パネルは、被申立人が、当センターの和解案を尊重する旨自ら誓約していることを改めて認識の上、この補充書により当パネルの和解案の真意を理解し、早期に和解が成立することを望むものである。

第1 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛について

1 浪江町民であることのみをもって一律の増額を認めたとの点について

被申立人は、本和解案を受諾しない理由として、「本和解案は、申立人ごとの個別事情を考慮することなく、浪江町民であることのみをもって一律の精神的損害の増額を認めております。したがって、本和解案は、避難指示に基づき避難した被害者に共通して発生する精神的損害を、一定の金額に評価した中間指針等と乖離するものと言わざるを得ません。」と主張している。

しかしながら、和解案提示理由書に示したとおり、当パネルは、申立人ら各人につき、それぞれ、個別事情として、「避難生活が長期化している」という事実のみならず「帰還の目途も立っていない状況」で避難が長期化することによって申立人ら各人が「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」となり、「将来への不安」が「増幅」している事実を認定した上で、これらの申立人らにつき共通して認定された個別事情を考慮し、本和解案を提案したものであり、浪江町民であることのみをもって精神的損害の増額を認めたものではない。

念のためさらに補足すると、本件は申立人らの全員が浪江町民ではあるが、だからといって、本和解案が「浪江町民であることのみ」をもって増額を認めたものと理解するのは早計である。申立人らには、浪江町民であるという点のみにおいてではなく、避難生活において共通した個別的・具体的な事情が存するからこそ、申立人ら各人に本和解案に示す増額が認められるのである。すなわち、かかる共通した個別的・具体的な事情、より具体的には申立人らがそれぞれの置かれた状況の下で、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難であって将来への不安が増幅している事実が認められ、かかる事実は、浪江町民であるかどうかとは別の事由である。

そして当該事実は、本件手続の申立人らから提出された主張書面、疎明資料のみならず、二度にわたる口頭審理、浪江町の現地調査等から得られた心証に基づき認定したものである。

より具体的には、当パネルは、平成26年1月31日の口頭審理（県北支所にて開催）において、福島市内の仮設住宅に避難している79歳の女性（以下「A」と表記する。）、南相馬市の借上げ住宅に避難している65歳の女性（以下「B」と表記する。）、本宮市の借上げ住宅に避難している66歳の男性（以下「C」と表記する。）の3名から、福島市内の仮設住宅においては、仮設住宅で避難を続ける80歳の女性（以下「D」と表記する。）、83歳の女性（以下「E」と表記する。）の2名から、それぞれの避難生活について、直接事情を聴取した。また、平成26年2月12日の口頭審理（第一東京事務所にて開催）において、38歳の男性とその妻（以下、それぞれ「F」、「G」と表記する。）からも避難生活について直接事情を聴取した。その結果、それぞれの申立人が全員現在及び将来に対する不安について陳述したことが認められた。

その内容は、Aについては、「浪江の自宅で一緒に住んでいれば、お互い助け合いながら生活できたはず」、「寂しい、悲しいことはばかりですが、考えるとやっていられないで、普段は考えないようにしています。ですが、自分の老後や家族のことが心配になり、やはり安心して暮らせる普通の生活に戻りたいとの思いは消えません。」、Bについては、「浪江に戻れるかもわからず、今は仕事もなくなってしまい、家を新しく建てることもできません。宙ぶらりんの状態です。」、Cについては、「部落の人達はみんな、本当は自宅に帰り

「というほかありません。」、「毎日、ただただ弱って死んでいくだけだと思うと本当に辛いです。」、Fについては、「今、私の家族はバラバラになり、私と妻、3人の子どもたちは、さいたま市 区の3LDKの賃貸住宅で生活しています。両親はさいたま市 区のアパートで、私の祖母はさいたま市 区の叔父の家で、それぞれ生活しています。」、「原発事故さえなければ、 という安定した仕事を捨てる必要も全くありませんでしたし、将来への見通しを持つこともできていました。私は家族を守るために仕事を辞めるという決断をしましたが、この先家族を守っていくのはとても大変なことだと感じています。」、「私自身は浪江で生まれ育ったので浪江町に帰りたいという気持ちはあります。 でもありましたから、浪江町のために何かをやりたいという気持ちももちろんあります。しかし、娘たちの内部被ばく検査の結果を見ると、放射線量についての情報がよくわからない以上は、浪江町に帰ることはできないと妻からは言われています。私も妻の意見はもっともだと思います。子どもたちの健康のことを考えると、との生活環境が戻らない限り、浪江町に戻ることはできません。」、Gについては、「被曝した地域については除染作業が進められていくようですが、自宅や浪江町の放射線量が、本当に住むことができる状態にまで下がるのか、不安です。除染をしても将来どうなるかわからないという不信感、不安感がありますし、どうなるかわからない状態の場所に、娘たちを行かせるといったリスクは到底負えません。」、「娘たちは、将来、結婚して、妊娠して、出産して、母親になります。このままでは、娘たちが安心して大人になり、母親になることができません。娘の結婚相手に、被曝したことについて何か言われたらどうしよう、といった不安が頭をよぎります。子の健康を守るのは、親の義務です。今の状態では、娘たちを安心させてあげられることができません。」と、それぞれの申立人が全員現在及び将来に対する不安について陳述したことが認められた。

さらに、その他申立人らが提出する各陳述書（甲1、甲135～甲138の1、甲139、甲141～甲143）、各陳述録取書（甲4、甲29、甲30、甲32、甲40～42、甲63、甲64、甲72～甲74、甲91～甲93）、各報告書（甲8～甲10、甲20、甲45）、子どもたちの声をまとめた書面（甲128）、DVD（甲138の2、甲144～甲146）などの

たいと言います。自宅に帰って、それぞれの家を行き来して、野菜を分け合ったり、いろいろな話をしたりしたいのです。」、「帰らないとはっきり決めた70歳代の人もいます。ただ、その人は、『浪江には帰りたくても、もう帰れない。自分ももう先が長くないから。』と言って、仕方なく茨城に家を買ったのです。・・・いつ浪江に帰れるかわからないまま茨城のアパートに暮らしていたら、『頭が変になる。』と言っていました。」、「自宅に帰れないのは、一番つらいことです。もし何十年か経って、自宅に帰れるときが来ても、部落の人達が全員帰ってくるということはないでしょう。」、「本当にさびしくて、くやしい気持ちです。地域の人のつながりは、他の場所に家や土地を買っても、またすぐにできあがるようなものではありません。人間は社会的なつながりの中で生きていくものです。」、Dについては、「やることもなくて、家に籠っていることも多くなりました。」、「原発事故でみんなバラバラになってしまい、避難生活が長くなって、そういうつながりも徐々に薄れてきています。」、「次男は50代ですが、・・・まだ小さい子どものこともあり、悩んでいます。」、「私も息子も、これからどういう生活になるか、先が見えません。」、「浪江町に帰れる日が来たとしても、一人では生活もできません。」、「最近、あと4年は仮設にいなければならぬという噂を聞いて、それまで生きていられるか不安になっています。」、Eについては、「浪江町にいたときは眠れることなどなかったのですが、今は、寝るときに『帰るところはどこだべな』、『孫たちに会いたいけど会えないな』、『放射能があるからしょうがないな』などと、考えてもどうしようもないことばかり色々考えてしまい、眠れないのです。」、「孫たちが『怖いからお風呂一緒に入って』と言って、一緒にお風呂に入ることもしそうでした。今、そのことを思い出すと涙が出てきます」、「今は、毎日何をするでもなく一人です。体が弱ってしまったので、居間にはいつも布団を敷いて、横になってテレビを見たり本を読むしかない生活です。」、「今は、周囲に全く知り合いがいません。」、「浪江町にいたときは孫たちの面倒を見るのに忙しくて、本を読んだりすることはませんでしたが、今は何もすることがなく、たまに配られる本を読むくらいしか時間をつぶすことがないのです。」、「今は、自由に動くこともままならず、どこにも出かけず、誰かと楽しく会話をすることもないのです。原発事故後の私の毎日は、孤独

内容を真摯に検討した結果、申立人にとって日々の避難生活は、ただ食事をして生きているだけで何の楽しみもない、何もやることがなく仕方なく起きて寝てまた起きている、ストレスだけがたまるなどといったものがあった。また、何も目標が持てず、前向きになることもできず、一日が「無」の時間、生産性のない時間となってしまっている。何を頑張ればいいのかと訴える申立人も多いことが認められた。

また、当パネルは、平成26年1月31日に、津島地区、浪江町大字立野所在の申立人宅、浪江町中心地、浪江町沿岸部の4地点を実際に検分したが、その結果①津島地区は依然として極めて高い放射線量が計測されており、人の居住に問題が存する可能性が高い状態であること、②実際に検分した避難前の申立人宅は、大家族が皆で同居していた生活ぶりがわかると共に、今は荒れ果てており、およそ人が住むに堪える状態ではないこと、③浪江町中心地も地震の影響で破壊されたままの状態で家屋が放置されており、復興の目途すら立たない状態であること、④津波被害にあった沿岸部においても打ち上げられた船舶がそのまま放置され、あたり一面がれき以外何もなく、避難の長期化の結果、その復興作業がまったく手つかずの状況が認められ、これらの認定事実からも、申立人ら全員に「帰還の目途も立っていない状況」が存在するとの確信を得た。

その結果、当パネルは、申立人の長期化する避難生活の状況、及びそのような避難生活を強いられた中での個々の心理状態を理解し、さらに「帰還の目途も立っていない状況」の下で避難生活が継続し長期化することにより、申立人ら各人が「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」となり、「将来への不安」が「増幅」しているとの確信を得た。

すなわち、帰還の目途が立つ中での避難生活であれば、かかる帰還の時期を目安に、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることも不可能ではないが、帰還の目途が立たない中での避難生活では、そもそも帰還を前提に人生設計を立てるべきなのか、帰還を断念して別の生活設計を立てるべきなのか見当がつかず、時間の経過とともに将来への不安が増大することは想像に難くないことから、いずれもそのような状態に置かれていると認められる申立人らが、このように「将来への不安」を「増幅」させることは当然のこと

であると判断した。

審理の関係上、口頭又は書面を通じて陳述を聴取等した申立人らは、本件の申立人らの全員ではないものの、多岐にわたる属性（年齢、避難先、性別など）の申立人らから事情を聴取等したものであるところ、これらの証拠からすると、その全員において共通して避難の長期化により「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」となり、「将来への不安」が「増幅」していることが認められることから、それ以外の申立人らにおいても、多少の差異はある、陳述を聴取等した申立人らとさほど変わらない避難生活を強いられており、これによって「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」となり、「将来への不安」が「増幅」していると容易に推認され、この推認を覆すに足りる事情は窺われない。

そうであれば、本件において陳述を聴取等していない申立人らにおいても、上記判断が妥当するものというべきである。

以上のとおり、本和解案は、申立人らの個別の事情を検討して提案するに至ったものであり、「浪江町民であることのみを理由に一律に慰謝料を増額した」ものではないことは明らかである。

2 本和解案と中間指針等の関係について

(1) 被申立人は、「本和解案において示された避難の長期化に伴う精神的苦痛は、中間指針等すでに評価されている要素である」と主張している。しかし、中間指針等の10万円の慰謝料は、およそ自宅以外の場所で避難生活を送る人に特段の立証を要せずとも賠償される最低限のもので、仲介委員が、さらに個別事情により慰謝料を加算することができるのであり、これまでにも多数の事案で和解案を提示して被申立人も応じてきたはずである。

また、中間指針等で評価されている事情は、「いつ自宅に戻れるか分からぬという不安な状態」（中間指針第3-6 備考5、第二次追補第2-1（1）備考5）である一方、当パネルが考慮した事情は、「今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難」となっているという事実であり、両者の性質は異なる。

すなわち、「いつ自宅に戻れるか分からぬという不安な状態」が続いて

いても、「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」な状態が解消することはありうるのであって、そのことを被申立人において主張・立証することにより、解消時以後の「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」であることによる損害賠償義務を免れることができるという点においても、両者は異なっている。

また、総括委員会が平成24年2月14日に決定した総括基準においては、第2期における中間指針第3-6備考5にいう「いつ自宅に戻れるか分からぬ」という不安な状態が続くことによる精神的苦痛に対する慰謝料とは別に、「今後の生活の見通しに対する不安が増大したことによる慰謝料」を賠償すべきとしている（なお、第3期における慰謝料について定めた第二次追補においては、賠償すべき精神的損害は中間指針第3-6で示したとおりとした上で、第二次追補第2-1(1)備考5で、第3期における慰謝料額の増額について、「避難の長期化に伴う『いつ自宅に戻れるか分からぬ』という不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮した。）としている。

したがって、当パネルが認定した、申立人ら全員の避難生活が長期化し、それにより、申立人全員が「今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難」となっているという事情は、中間指針等で評価されているとは言えない。

(2) また、仮に「いつ自宅に戻れるか分からぬ」という不安な状態と「今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難」な状態との間に何らかの重複関係があったとしても、当パネルは、本件の具体的な審理を通じて、申立人らの感じている将来に対する不安は「軽減されるどころか、増加しており、より現実的、顕在化して深刻になっている」との確信を得たのである、この精神的苦痛に対する慰謝料として、月額10万円では不十分であるとの心証を得たのであるから、本和解案は、中間指針等の存在を前提に、個別の解決を図るために提案された和解案であることは明らかである。

第2 高齢者の慰謝料増額について

1 被申立人は、当パネルが示した高齢者の慰謝料増額について、傷病を有し

ていたことを条件としたうえ、対象期間を平成24年3月末日までの13か月間について、一人月額2万円を増額するとの回答を行った。

2 被申立人が当パネルの判断に一定の理解を示したことは評価できるが、当パネルが、75歳以上の申立人に慰謝料の増額を認めた理由は、申立人らのうち、少なくとも75歳以上の高齢者については、口頭審理期日の結果及びその他の証拠関係等から、①相対的に環境変化への適応が困難であり、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的苦痛も相対的に大きいこと、②地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も、相対的に高いこと、③故郷に帰る見込みについて悲観的にならざるを得ない状態にあることが認められ、その精神的苦痛が特に大きいと判断したことにある。

3 被申立人は、総括基準において高齢者であることのみを精神的損害の増額事由とはしていないことなどを理由に、75歳以上の申立人全員に対する慰謝料の増額を拒否している。また、傷病という条件付きで増額を認めつつもその金額は月額2万円として本和解案より減額している。

しかしながら、本和解案は、上記のとおり、申立人らのうち、少なくとも75歳以上の高齢者については、突如日常生活から切り離されて不自由な避難生活を余儀なくされたことに加えて上記2の①から③までの事情が認められることから、他の申立人よりも精神的苦痛が大きいとの当パネルの心証に基づくものである。例えば、当パネルが直接事情を聴取した、A、D及びEは、正常な日常生活を送っているとはおよそ評価できる状況にはないことは明らかであり、現地調査、口頭審理その他の証拠関係も踏まえれば、申立人らのうち、少なくとも75歳以上の高齢者については同様の状況にあることが推認できる。被申立人において、当パネルが本件における具体的な事情を考慮せずに単に高齢者であることを理由に慰謝料の増額を判断したものと理解しているのであれば誤りといわざるを得ない。

また、総括基準には、「高齢者」という増額事由の明示はないものの、「避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記（他の増額事由）の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと」が増額事由として明記されている。そして、上記のとおり、当パネルは申立人らの生活状況等といった本

件の具体的な事実を踏まえ、少なくとも75歳以上の高齢者については特にその精神的苦痛が大きいために慰謝料の増額を認めたものであって、何ら総括基準に反するものではない。

なお、付言すれば総括基準は限度を定めるものではなく、具体的な事案における増額の方法及び金額については、具体的な事実を踏まえた各パネルの合理的な裁量に委ねられるものである。

- 4 また、被申立人は、「避難生活の実態に照らすと、本件事故後6か月をもって、ただちに日常生活の混乱が収まったとまでは言い切れない」と述べつつ、「平成24年3月まで個別事情に基づく増額を」するとして、賠償の期間も限定している。

しかしながら、申立人らのうち、少なくとも75歳以上の高齢者の前記苦痛は、被申立人が終期とする平成24年3月末をもって解消されたとはいえない、むしろその後苦痛は増大し、本和解案提示段階においても継続しているものである。

したがって、被申立人のいう増額期間の限定についても、本件の具体的な事実から乖離したものといわざるを得ない。

- 5 当パネルは、以上のとおり、単に高齢者であることのみを理由に増額をしたものではないことを、被申立人においては十分に理解されたい。

第3 集団的和解の必要性

- 1 当センターは、これまで、申立人の個別事情を考慮した上、中間指針等が定める慰謝料を増額した慰謝料額を認定することが相当と判断した場合には、増額した慰謝料額による和解案提示を行っており、被申立人もこれに応じてきた。

また、当センターはこれまでいわゆる集団的な申立事件を解決しており、その解決方法として、特定の人物に発生している事情が、他の申立人らにも発生していると推認することができる場合は、当該事情が他の申立人らに発生していることの個別の立証なしに当該事情を認定し、賠償を行うという方法を採用し、そのような方法を経て提示された和解案について、当事者双方が受諾の意思を表明してきた。このような解決方法は、原賠法18条が、「和解の仲介」という、集団的に和解が成立することも可能とする柔軟な手続

を採用している趣旨とも合致するものである。

2 本件は、申立人の人数が約1万5000人にも及ぶ規模が大きいものではあるが、原子力事故が発生すれば、このように多数の被災者と原子力事業者である被申立人との間で紛争が発生することは当然に予想されていたことであり、こうした大規模紛争を迅速に解決することは当センターに課せられた責務である。当パネルは、かかる責務に基づき本件の迅速な解決のために、これまでの集団事件の解決方法と同様の手法を用いた上で、個別事情を配慮して和解案の提案を行ったものである。こうした解決は、被申立人にとっても、約1万5000件の紛争について一回的に解決を図れるメリットがある。

それにもかかわらず、本件のような審理方法及び和解案による増額に応じないというのは、過度に形式的な対応との批判を免れがたく、被災者の保護を図ることを目的とする原賠法の下、原子力事業者たる被申立人が負うべき責務や社会的期待に反するものといわざるを得ない。

以上のとおり、本和解案は、内容及び審理方法のいずれからみても、個別事情に基づいて個々の被害者の精神的損害に対する金銭的評価をしたものであり、中間指針等に矛盾するものではなく、むしろ、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。」との中間指針の精神を実現するものであって、それを拒否する被申立人の対応は適切さを欠くものといわざるをえない（平成26年8月4日付け東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見参照）。

当パネルとしては、被申立人に対し、速やかに本和解案を受諾するよう強く求める次第である。

以上